

六市町村が施行する土地区画	一五日	農用地の
整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可又は変更の認可	先の意見聴取に要する日数を加えた日数	廃止等の場合は鳥取県農業会議及び施設を管理する土地改良区の意見聴取を要する。
七土地区画整理	七	
事業地区内の建築物の新築等の認可(階数が三以上の建築物及び主要構造部が鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリートで作られた工作	七 土木出張所	

八換地計画の認可又は変更の認可	一五	一五 広報文書課
九風致地区内の風致地建築物の新築区内に等々の許可	一四	七 土木出張所
十屋外広告物の鳥取県表示等の許可屋外広告及び許可内容告物条の変更の許可例(困道又は県道の掘さくを伴うもの及び国立公園、国立公園又は県立自然公園の区域内に係るものに限る。)	七	

別表第一建築課の項中

十一	融資住宅等(住宅金個人住宅及び融公庫住宅改良の融法	十	県営住宅入居者の収入基準超過の決定(鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	九	特別県営住宅の模様替又は増築の承認(及び管鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	六	九 県営住宅及び特別県営住宅の模様替又はの設置増築の承認(及び管鳥取土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	鳥取県
"	"	七	"	六	"	"	"	"
"	"	七	"	六	"	"	"	広報文書課

九 県営住宅及び特別県営住宅の模様替又はの設置	六	六 広報文書課
-------------------------	---	---------

十二 個人住宅及び住宅改良の融資住宅の現場審査の可否の判定(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	資住宅を除く。)	設計審査及び現場審査の可否の判定(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)
"	"	"
"	"	"
"	"	"

を

増築の承認（及び管 鳥取土木出張理に関 所及び郡家土する条 木出張所の管例 轄区域内に係鳥取県 るものに限特別県 る。） 営住宅 の設置 及び管 理に関 する条 例	十	個人住宅及び住宅企 住宅改良の融融公庫 資住宅の工事法 の審査（鳥取 土木出張所及 び郡家土木出 張所の管轄区 域内に係るも のに限る。） 産業労働者住 宅、中高層耐 火建築物及び 雇用促進労働	十一
	七		
	七		

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

者住宅の工事 の審査（鳥取 土木出張所、 郡家土木出張 所及び倉吉土 木出張所の管 轄区域内に係 るものに限 る。） 十二分譲住宅及び 賃貸住宅の工 事並びに宅地 造成工事の審 査			

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

と、畜場法施行細則の一部を改正する規則

と、畜場法施行細則（昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表中

倉吉市営と畜場	2
東伯町営と畜場	3
を	
鳥取県中部食肉センター	2

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

家畜伝染病にかかっている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	戸数	羽数	発生年月日	発生場所	転帰
ニューカッスル病	鶏	二	二、四〇〇	昭和四十五年六月九日	米子市尾高	焼却又は埋却
"	"	三	二八七	昭和四十五年六月十日	"	"

鳥取県告示第四百二十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年六月十二日から施行する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 茨城県茨城県郡 同県北相馬郡 同県猿島郡 千葉県香取郡 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 同県東八代郡 京都府中郡 同府宮津市 奈良県磯城郡 岡山県英田郡 広島県三原市

鳥取県告示第四百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月三日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 平方メートル)	用途
境港市弥生町二三番地先から 三一ノ一番地先まで	二一・四四	道路敷

鳥取県告示第四百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月九日から用途廃止

した。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字町屋字上石住三九九番地先から 四〇〇ノ一番地先まで	一六・三五	道路敷

鳥取県告示第四百二十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年六月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
大阪市浪速区東門手町 八一三 不二興産株式会社 代表取締役 武 田 勇	米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三 四八九の三	幅員 四・〇〇メートル 延長 五九・五〇メートル

公 告

昭和45年度鳥取県職員(交通巡視員)採用試験の実施について次のとお

り公告する。

昭和45年6月12日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取警察署に勤務する鳥取県職員(交通巡視員)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 5名

(2) 職務内容 歩行者の通行の安全の確保、停車又は駐車車の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行ないます。

2 受験資格

(1) 学 歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和17年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立

した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 公務員として必要な文章による表現能力について行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試験地	試 験 場
昭和45年7月19日(日) 受付8時10分～8時35分まで	鳥取市	鳥取県立鳥取高等学校

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和45年7月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方 法

ア 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

ウ 身体検査 公務員の職務遂行上必要な身体及び体力を有するかど

うかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

検 査 項 目	基 準
身 長	160cm以上であること。
体 重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	完全であること。
聴 力	完全であること。
そ の 他	身体に奇型その他の異常がないこと。

エ 口時及び場所 昭和45年8月中旬に鳥取市において行ないますが、

詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和45年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長か

ら請求に応じて成績順に提示され、採用者が決定されます。なお採用は、昭和45年9月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県交通巡視員に任命され、一定期間の教育を受けたのち鳥取県警察本部又は鳥取警察署に配置されます。

(3) 給与は、原則として給料月額23,140円支給されますが、経歴のあるものは、それぞれ上記の額に加算されて給料月額が決定され、その後は定期に昇給します。そのほか、期末、勤勉手当（年間給料月額の4.5月分）、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所で交付します。郵便で申込書の請求をする際は、封筒の表に「交通巡視員申込請求書」と朱書きしあて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「交通巡視員受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和45年6月16日（火）から昭和45年7月15日（火）までとし、郵送の場合は7月15日の消印のあるもの限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶんに注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和35年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和45年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和45年7月8日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和45年7月14日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙

種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課日及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携 行 品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習公財借手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】